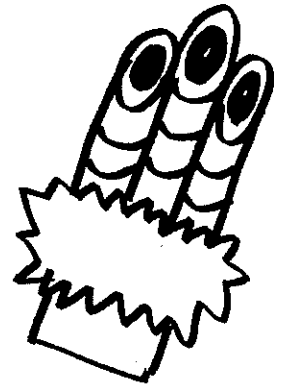


中央支店だより

平成30年
1月号



平成30年も
よろしくお願い致します。



冬の貯金キャンペーン

締切間近!!

ウィンター定期貯金

お預入額 20 万円以上の新規、または 20 万円以上の増額
期間 1 年 店頭金利 × **3倍**

ウィンター定期積金

新規 36 万円以上のお取組、または 18 万円以上の増額を含む 36 万円以上の継続
掛込期間 3 年以上 店頭金利 × **3倍**



かが農業おうえん定期貯金

JA 加賀の組合員または同居のご家族の方（個人限定）

お預入額 50 万円以上の新規取組
期間 1 年 適用金利 **0.1%**



一時払終身共済

一生涯の万一保障に備えるだけでなく
相続対策として有効に活用できる仕組みになりました。



相続税の非課税枠を利用できます！

契約者（掛金負担者）＝被共済者で、死亡共済金受取人が法定相続人である場合に非課税枠を利用できます（受取人が法定相続人以外では非課税枠を利用できませんので注意が必要です）。



例えば、【家族構成：夫、妻、子供3人。夫が契約者かつ被共済者で被相続人である場合】には、法定相続人は妻と子供3人の合計4人であるため、非課税枠は2,000万円（500万円×4人）となります。

仮に税額を最低税率の10%としても200万円の節税となります。

* 非課税枠は、他の生命共済・保険と合算して＜500万円×法定相続人の数＞が限度となります。

- ① 一生涯の万一保障（共済金額が一定）を備えることができます。
- ② 90歳まで加入できるようになりました。
- ③ 簡単な手続きでお申込みいただけます。（医師による診査はありません）

＜ご契約例＞ 男性・一時払共済掛金1,000,000円	
死亡共済金のお受け取り額例 (平成29年4月1日現在)	
例① [60歳] 男性	1,000,000円 ▶ 1,049,282円
例② [70歳] 男性	1,000,000円 ▶ 1,024,508円

ご家族のために事前の相続対策を考えてみませんか？

確定申告がはじまります！
詳しくは裏面へ！

農業所得の確定申告をされる皆様へ！

中央支店での確定申告相談会の日程は下記のとおりです。

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				予備日	予備日	
4	5	6	7	8	9	10
		南郷町 下河崎町	中代町	保賀町	上河崎町	
11	12	13	14	15	16	17
		黒瀬町	加茂町	西島町	庄町	
18	19	20	21	22	23	24
	庄町	桑原町	七日市町	大菅波町	富塚町	
25	26	27	28			
	弓波町	小菅波町 尾中町	予備日			

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				作見町	西山田町 東山田町	
4	5	6	7	8	9	10
		予備日	予備日	予備日	予備日	

相談会場 JA加賀 中央支店会議室

受付時間 AM9:00~PM4:00

○割当町内以外の方はご遠慮下さい。

○ご都合の悪い方は予備日をご利用下さい。

(尚、予備日は混雑が予想されますので、必ず電話で確認の上、ご来店下さい。)

※申告の際には、マイナンバー及び本人確認書類が必要となります。

また、扶養等の控除を受ける場合は、その家族のマイナンバーも必要になります。

JA加賀中央支店 TEL 73-3931